公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第８７号
神奈川県横須賀市馬堀町１丁目21番15号　湘南ハウス201
債務者　田村　一彦
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　弘人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３１号
和歌山県田辺市天神崎35番30―103号
債務者　喫茶バンカこと　森　　浩已
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　良原　栄三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３６０号
熊本県玉名市山田1836番地　糠峯団地12棟104号
債務者　中原　敦子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津留　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５５４号
さいたま市西区大字西遊馬390番地　レオパレスグリーンハイツ４号館213号
債務者　山浦　健二
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６０７号
埼玉県加須市諏訪１丁目11番５号
債務者　田部井和夫
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　漆原　　梢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６９号
北海道千歳市白樺１丁目６番地の１
債務者　高島　裕之
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　和晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７０号
北海道千歳市白樺１丁目６番地の１
債務者　高島　　繭
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　和晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９２号
愛知県弥富市平島東２丁目127番地　ガーデン・シュティルＢ―203号
債務者　岡本　一郎
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　幸正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５７９号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台15―302号
債務者　堀　　博貴
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　朋記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５８号
茨城県稲敷市月出里1367番地13、前住所千葉県市原市田尾464番地80
債務者　田中　義昭
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉真理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
茨城県稲敷市月出里1367番地13、前住所千葉県市原市田尾464番地80
債務者　田中登美子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉真理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
茨城県牛久市井ノ岡町2142番地
債務者　伊賓　　勝
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　綾香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８６号
京都市北区大北山原谷乾町27番地23
債務者　割石　リカ
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　和大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
広島県庄原市宮内町1372番地、前住所広島県庄原市宮内町1175番地
債務者　藤谷　吉晴
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　貴央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１０９８号
札幌市豊平区西岡５条11丁目１番31号
債務者　横田　和彦
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２４号
長野県木曽郡木曽町福島6695番地１
債務者　山田　高志
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松寿美枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
長野地方裁判所松本支部